

## 令和8年度埼玉県介護人材確保総合推進事業 業務委託仕様書

### 1 目的

この事業は、介護未従事者に対し、職場体験及びオンラインを活用した研修等を実施するとともに、介護施設等での介護職・介護助手としての就業を希望する者に対して就職相談から職業紹介まで関係機関と連携した支援を行うことにより、介護人材の確保を図ることを目的とする。

### 2 定義

- (1) 「介護未従事者」とは、現在介護業務に従事していない者をいう。
- (2) 「介護施設等」とは、埼玉県内（以下「県内」という。）に所在する別記に掲げるサービスを提供する施設等をいう。

### 3 受託者の業務

受託者は、以下の業務を行うものとする。

#### (1) ポータルサイトの運営

事業を効果的に実施するため、介護施設等の求人情報及び介護職・介護助手の就業に関する情報等を掲載したポータルサイトを運営する。

#### (2) 事業の周知及び介護施設等の募集

各種広報媒体を活用し事業の周知を図り、ポータルサイトにおいて参加者及び事業に参加する介護施設等（以下「参加介護施設等」という。）を募集し、説明会を実施する。

また、参加施設等の新規開拓に努めること。

#### (3) 介護未従事者が介護職に興味を持つきっかけとなる広報活動

ポスター、SNS、各種メディア等の広報媒体を活用し、介護業務に従事した経験がない者が介護職に興味を持つきっかけとなる広報活動を行う。

#### (4) 職場体験の実施

参加者の希望に応じて、介護施設等における職場体験を実施する。

就職後円滑に業務を遂行できるよう介護業務の主な内容や一日の業務の流れ等を学べる内容とし、事前に受入れる介護施設等と十分調整すること。

また、職場体験実施後、以下の表に掲げる金額を求職者及び事業者に支払うものとする。

	介護職	介護補助職	備考
求職者	5,000円/日	2,000円/日	介護職は最大3日、140人程度 介護補助職は最大3日、45人程度
事業者	10,000円/人	4,000円/人	介護職は140人程度 介護補助職は45人程度

(5) 参加者への研修受講支援等

参加者からの就業に係る相談に応じ、就職につながる研修の受講を促すなど、就業に対するニーズを踏まえて支援する。

また、参加者に対して、県の実施する各種補助金や貸付金などを周知するとともに参加者の希望に応じて利用を促す。

(6) オンラインを活用した介護に関する入門的研修（厚生労働省通知）（以下「入門的研修」という。）の実施及び修了証明書の発行

参加者のうち、介護未従事者で介護職を補助する業務の就業を希望する者に対し、ポータルサイトにおいてオンラインを活用して入門的研修を実施する。また、委託者の確認を受けて、委託者が別途定める様式で修了証明書を発行するとともに、受講履歴を委託者に報告する。

(7) オンラインを活用したハラスメントに対する研修の実施

参加者に対し、ポータルサイトにおいて利用者及びその家族等からのセクハラ及びパワハラ等に対処するための知識、心構え及び対策等についての研修を実施する。

(8) マッチング機会の提供（オンラインを含む）及び関係機関と連携した職業紹介・就職支援の実施等

参加者の研修等の実施状況や意向を踏まえ、参加者及び参加介護施設等の面接の実施やマッチングの機会を提供（オンラインを含む）し、就職を支援する。

なお、マッチング機会の提供に当たっては、委託者が実施する「優良介護事業所認証事業」で認証を受けた介護施設等を積極的に紹介するなど、委託者が実施する事業と連携を図るよう努める。

また、ハローワーク、埼玉県福祉人材センター、県内介護事業者団体等の関係機関との連携を十分に図り、参加者一人一人の状況に応じて効果的に就職に導く支援を積極的に実施すること。

(9) 県内市町村が主催する入門的研修の受講者を就業に結びつけるための支援

県内市町村が入門的研修を開催する場合に、受講者のうち就業先が決まっていない者に対してマッチングの機会を提供するなど、市町村と連携して効果的に就職に導く支援を実施する。

(10) 介護助手や短時間勤務希望者の活用に係る介護施設等への支援

介護施設等に対し、介護助手活用の事例を紹介する研修会等を実施するとともに、介護助手活用のための業務見直しや、短時間勤務職員の雇用創出に係る職場改革等に向けた助言等の支援を行う。

(11) 介護助手の担い手を掘り起こすための広報及び職場見学会等の実施

介護助手の担い手を掘り起こすため、各種広報媒体を活用した広報を行うとともに、関係団体等と連携して職場見学会や職場体験会を行う。

(12) 就職確認者数等の報告

各月の就職確認者数等を翌月10日頃までに報告する。

(13) フォローアップの実施

就職確認した参加者の定着状況について年度内に調査を概ね2回（上半期及び下半期）実施する。就職確認者の職場への定着を図るため、必要に応じてフォローアップ

を実施する。

(14) 事業に係る情報の提供

参加者及び参加介護施設等に係る情報を委託者に提供する。なお、提供する情報については委託者が別途指示する。

(15) その他

事業の実施に当たっては、ハローワーク、埼玉県福祉人材センター、県内市町村、関係団体等の関係機関と委託者が実施する介護人材の確保・定着等に係る事業と相互に連携を図るよう努めること。

#### 4 留意事項

(1) 本事業に関する情報は全て委託者に帰属する。また、本業務終了後は、引継ぎを適切に行うとともに委託者にデータを提供すること。

(2) ポータルサイトへの掲載情報の権利は委託者に帰属する。

(3) ポータルサイトは日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 に沿って委託者が定めるウェブアクセシビリティ方針に従って作成及び運営管理を行うこと。情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会が定めた適合レベル AA に準拠しているか試験を実施すること。

(4) ポータルサイトは下記のセキュリティに係る要件を満たすこと。

- ・運用終了の際に復元できないよう消去できること。
- ・管理者ごとに ID を付与すること。
- ・管理者 ID の権限が必要最小限となっていること。
- ・管理者 ID 接続時において、接続元を限定すること。
- ・通信を暗号化 (SSL/TLS 暗号化通信) すること。
- ・各種ログ (アクセスログ、操作ログ等) の種類を定めること。
- ・ログの保存期間を設定すること。
- ・ログの確認頻度を設定すること。
- ・SSL/TLS サーバ証明書 (DV) を導入し適切に管理すること。
- ・各種ソフトウェアには、最新のセキュリティパッチを適用できるように設計し、脆弱性が発見されるなどセキュリティパッチ適用の必要が生じた場合は、委託者と協議し適切に対策を施すこと。
- ・サーバが攻撃を受けコンテンツが改ざんされるなどの被害が生じた場合、速やかに委託者に報告の上、サイトを一時非公開とする措置を取ること。
- ・使用するサーバについては、ウイルス駆除ソフトが導入されていることが確認できるサーバ又は受託者においてウイルス駆除ソフトを導入することが可能なサーバを選択することとし、常に最新バージョンに維持して感染を防止すること。
- ・OS・ミドルウェア等のアップデートやセキュリティパッチが提供された場合、速やかに適用すること。
- ・CMS を使用する場合、サポートが継続している製品を使用すること。
- ・脆弱性対策を講じて、年 1 回以上脆弱性診断を行うこととし、脆弱性が発見された場合は、直ちに委託者に報告するとともに、状況に応じて公開の停止、利用者への周知

などの適切な措置を講じること。

## 5 就職確認者数の目標

就職確認者数440人とする。

ただし、委託料の範囲内で可能な限り雇用の創出に努めるものとする。

## 6 委託契約額等

### (1) 委託契約額の内訳

委託契約額の内訳は、次に掲げる経費とする。

#### ア 研修等に要する経費

説明会、相談会、入門的研修、職場体験、ハラスメントに対する研修、その他委託者が認めた研修

#### イ 運営経費

一般管理費、事務所費、人件費、募集経費、就労支援費、その他運営経費

なお、就労支援費については、当事業により直接マッチングを行った就職決定人数に応じた金額とする。

#### ウ その他

消費税

### (2) 委託契約額の支払

ア 本業務を完了した際は、精算を行うものとする。

イ 精算の結果、委託契約額に超過が生じた場合は、委託者の指示によりその超過額を返納しなければならない。

ウ 就労支援費については、就職決定人数1名につき1万円を超える金額とする。ただし、就職決定人数の実績が5の就職確認者数に満たない場合は、精算時に委託料を減額する。なお、就職後に離職し、同一人物に再就職支援を行った場合は再度の就職に関しては、就労支援費の対象に含めないものとする。

エ 精算の結果、委託契約額に不足が生じた場合であっても、委託者は不足額を補てんする義務を負わない。

## 7 その他

### (1) 業務完了報告書等の提出

受託者は、業務が完了したときは、次に掲げる書類の写し及び電子データを委託者に提出すること。

ア 参加者の氏名、年齢、住所（郵便番号含む）、申込日、事業を知ったきっかけ、研修受講実績、就職先介護施設等のサービス職種、職種（介護職又は介護助手）、就職に関わった関係機関（ハローワーク等）

イ ポータルサイトに掲載した介護施設等の求人情報等の内容が確認できるもの

ウ 上記3（10）及び（11）の実施内容がわかるもの

エ 上記3（14）の内容がわかるもの

オ 各経費の内訳及び根拠が確認できるもの

- カ 事業の周知及び募集の方法や内容が確認できるもの
- キ 説明会等の日程、場所、参加者数等が確認できるもの
- ク 事業実施上の課題及び提言等

(2) 関係書類等の保存

受託者は、契約終了後5年間、事業に関する関係書類等を保管しておかなければならない。

(3) 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者が協議し、決定するものとする。

## 別記

### 令和8年度埼玉県介護人材確保総合推進事業の対象となる施設等

- 1 介護保険施設  
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
- 2 指定居宅サービス  
訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護
- 3 指定介護予防居宅サービス  
介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護
- 4 地域密着型サービス  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス
- 5 地域密着型介護予防サービス  
介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- 6 居宅介護支援及び介護予防支援  
居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所